

控訴審判決を受けてのコメント

20.12.9

弁護士 村上 重俊

1 本件記事の内容

原告（控訴人）広末涼子は、女性セブン平成19年3月22日号に、「広末涼子“離婚できない”でバイク乗せた元カレ」と題して、原告が不倫をしているかのような印象を与える事実無根の記事を掲載され、不当にその名誉を傷つけられました。

そこで原告は、女優として、家庭人としての名誉を守るため、発行元の小学館に対し謝罪広告の掲載と慰謝料の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に起こしました。

2 被告の立証妨害と原告のアリバイ

一審で小学館側は、「渋谷区内の路上で原告が男性運転のバイクに同乗しているのを目撃した」と称する契約記者を登場させ、目撃したとする状況を詳細に主張してきました。ところが、肝腎の目撃した日時については、特定することを拒否し、原告のアリバイ立証を妨害しました。

しかし、一審の証人尋問で証言に立った上記契約記者は、原告代理人の追及に対し、ようやく、目撃したとする日時を自白しました。そこで、原告がこの時間帯の行動を調べたところ、原告には、同じ日時に、飛行機に搭乗していたというアリバイがあることが判明しました。ここに、本件記事がまったくの虚偽であることが、客観的に証明されたのです。

これを受けて、平成20年6月17日に下された一審判決では、「田丸（上記契約記者）が目撃したという女性は原告ではない可能性が極めて高いものといわざるを得ない」ので、「本件記事は、そもそも真実ではない可能性が高いものであり、十分な裏付けもなく報道されたものと考えざるを得ない」と認定されまし

た。

3 一審判決の問題点

しかし、一審判決は、原告への慰謝料としてわずか100万円しか認めず、謝罪広告を認めませんでした。その理由として、判決は、原告が自由奔放な女性であると決めつけ、それゆえに今回の記事によってもさして社会的評価は低下しないからだと断定したのです。

しかし、原告が自由奔放な女性であるとの評価は、何ら根拠のない一審裁判官の偏見にすぎません。

この偏見は、原告にまつわるこれまでの名誉毀損報道の影響がいかに深刻であるかを示すものです。

そこで、原告は、このような偏見をなくし、二度と再び同様の報道被害を受けないようにするためには、謝罪広告と高額な慰謝料が不可欠であると考え、控訴審の判断を仰ぐこととした次第です。

4 控訴審における小学館側の自認

控訴審では、裁判所の意向により和解協議が行われました。当方は、一審が原告はその場にいなかったと明確に認定している以上、この認定に沿って、本件記事が事実無根であることを認める謝罪広告を掲載するよう、小学館側に要求しました（小学館側は控訴しなかったため、一審判決の認定を受け容れたものと理解されます）。

しかし、小学館側は、「事実誤認の記事」により原告に迷惑を掛けたことを詫びるという内容の謝罪文なら応じてよいと述べ、本件記事が事実でないことを認めておきながら、事実無根という文言を挿入することには最後まで抵抗を示したことから、和解協議は物別れに終わりました。

5 本日の控訴審判決について

本日の控訴審判決は、本件記事を「信用性の低い田丸の目撃供述に基づき、裏付けのないまま報道されたものであり、事実無根であると評価されてもやむを得ないものである」と断じて、一審を上回る230万円の損害賠償（うち慰謝料200万円）を認めました。

しかし、原告を不当に評価した一審判決を完全に覆すことはできず、誠に残念であります。

原告はかつて、どんなにひどい報道被害を受けても、女優業を全うすれば名誉は回復されるとの信念の下、報道被害に向き合ってきました。

しかし、今回の事件で分かったことは、報道被害を放置すれば、本件のような事実無根の報道がなされた場合であっても、被害回復が極めて困難になるということです。

つまり、悪質な報道があったときには、そのたびごとに被害回復を求めなければならぬということです。

原告は、この反省の上に立って、本判決にくじけることなく、悪質な報道に対処して参る所存です。

以上